

流山市農業委員会  
平成22年第1回  
総会議事録

平成22年1月25日召集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成22年1月総会議事録

1 期 日 平成22年1月25日(月)

2 場 所 流山市役所303会議室

3 議長名 高市 正義

4 出席委員(14名)

1番 水野 敬久	2番 藤井 俊行
3番 坂巻 忠志	4番 中村 敏則
5番 大作 榮	6番 根本 隆
8番 須郷 英夫	9番 水代 啓司
10番 渋谷 辰夫	11番 戸部 源房
12番 秋間 高義	13番 石井 勇
15番 吉田 松衛	16番 高市 正義

5 欠席委員(2名)

7番 小林 常男	14番 大塚 侃
----------	----------

6 書記名 臨時職員 乗松 健

7 事務局 事務局長 池田 孝  
事務局次長 岡田 敏夫  
事務局次長補佐 吉田 勝実

8 会議目次

(1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)	1
(2) 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について	4
(3) 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について	6
(4) 議案第4号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の送付について	8
(5) 報告第1号 農地違反転用対策委員会の報告について	9

( 6 ) 報告第 2 号 専決処理の報告について .....	1 0
---------------------------------	-----

開会 午後3時02分

高市議長 ただいまから平成22年第1回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員14名、欠席委員は2名であります。

農業委員会等に関する法律第21条第3項により定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、7番小林委員、14番大塚委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声あり。)

異議なしと認めます。

9番水代委員、10番渋谷委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として乗松臨時職員を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

吉田次長補佐

吉田次長補佐 本日御審議いただく案件といたしましては、お手元に配布させていただいております議案書の中の会議目次をご覧くださいと思いますが、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第4号の「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の送付について」までの4つの案件について御審議をいただきたいと存じます。また、報告事項といたしまして、報告第1号の「農地違反転用対策委員会の報告について」と報告第2号の「専決処理の報告について」の2つの事項について報告させていただきたいと存じます。

以上でございます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり。)

なしと認めます。

これより議事に入ります。

本日の議案につきましては、お手元に配布してありますとおり、議案第1号から議案第4号及び報告第1号から報告第2号であります。

高市議長 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 それでは、議案書の1ページでございます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（市許可）

農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成22年1月25日提出 流山市農業委員長 高市 正義

今月の3条の許可申請は、2件でございます。

初めに1番でございます。

まず、申請者の権利者についてでございますが、年齢は66歳で、職業は農業を営んでおります。

申請地は、流山市北の畑、1筆、面積は94㎡でございます。

移転の原因は交換でございまして、申請事由につきましては、耕作利便を図るため、次にある2番の畑と交換をしたいというものでございます。

議案案内図は1ページでございます。

次に、2番でございます。

初めに、申請者の権利者についてでございますが、年齢は84歳で、職業は農業を営んでおります。

申請地は、流山市北の畑、1筆、面積は94㎡でございます。

移転の原因は交換でございまして、申請事由につきましては、耕作利便を図るため、先ほどの1番の畑と交換をしたいというものでございます。

議案案内図は1ページでございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。

根本副委員長。

根本副委員長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、御報告いたします。

第3小委員会の小林委員長におかれましては、本日、欠席のため、私が代わって御報告をさせていただきます。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は2件ありますが、それぞれお互いが持っている農地を交換するもので、内容が関連しておりますので一括して御報告させていただきます。

本案につきましては、現地調査及び関係者からのヒアリングを行い審査を

いたしました。

最初に申請地がありますが、現地は1番の権利者のお宅の北側約100メートル、2番の権利者の家からはすぐ南側に位置し、現地の畑では大根やほうれん草などが作付けされておりました。次に、関係者からのヒアリングの主な内容がありますが、まず、申請に至った経緯についてお聞きいたしました。

まず、1番の権利者が耕作している申請地を含めた畑は道路に接していない袋地の土地となっております。このため、今後の耕作のことなどを考えまして、畑の一部をそれぞれ交換をしたいというものでありました。なお、権利者と義務者は親戚で、本家と分家の関係にあるということでありました。次に、申請者の営農状況がありますが、1番の権利者の耕作面積は約2ヘクタールで、農業は権利者を含め4人で従事しているとのことでありました。

また、2番の権利者の営農状況がありますが、耕作面積は約65アールで、農業は権利者を含め3人で従事しているとのことでありました。なお、1番と2番の権利者には不耕作地はなく、今後も申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでありました。

以上、関係者からのヒアリングや現地調査、また、これらのことをもとに、農地法第3条の許可基準となっております「効率的事業要件」や「農作業の常時従事要件」、「農地取得下限面積要件」また、「地域との調和要件」など、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は全て満たしておりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。

よろしくご審議をお願いします。

高市議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方は挙手をお願いいたします。

11番委員（戸部委員） 交換の要件として、道路が無いためにといことでしたが、道路はどういうふうにつくのでしょうか。

吉田次長補佐 道路ということではなくて、畑として耕作していくというものでございます。また、この畑につきましては1番の申請地が流山市の市道と接していない袋小路になっているということで、ここを交換することで袋小路を解消して耕作利便を図っていくものでございます。

11番委員（戸部委員） 東側の道は、権利者が違っているのでしょうか。

吉田次長補佐 案内図には線が描かれていますが、ここは1番の義務者の土地でございます。

11番委員（戸部委員） 分家に出した時にはこの土地は袋小路になっていたということで、それを是正しましょうということですね。

吉田次長補佐 はいそうです。

11番委員（戸部委員） はい、わかりました。

高市議長 付け加えますと、家に入るのは北側の道路があるのですが、南側は便宜上の道路という形になっています。おわかりでしょうか。

高市議長 ほかにございませんか。

（なしの声あり。）

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

高市議長 次に、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の2ページでございます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成22年1月25日提出 流山市農業委員会長 高市 正義

今月の利用集積は、新規の利用権設定の計画が1件、利用権の再設定の計画、これは更新でございますが2件でございます。流山市長より平成21年1月15日付けで農用地利用集積計画の決定を求められているものでございます。

それでは初めに、新規の1番でございますが、流山市西深井の田2筆、2,021㎡でございます。案内図は2ページでございます。

次に議案書の3ページでございます。更新の2番でございますが、流山市桐ヶ谷ほか、畑5筆、844㎡でございます。案内図は3ページでございます。

次に更新の3番でございますが、流山市平方の田3筆、3,093㎡でございます。案内図は4ページでございます。

次に議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

こちらは、今年度の利用集積事業の累計表となっております。また、お手元には資料として各委員ごとの利用集積事業実績表を配布させていただいております。引き続き、委員の皆様におかれましては、新規の掘り起こし並びに更新にご尽力をいただけますようよろしくお願いしたいと存じます。

以上でございます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。

根本副委員長。

根本副委員長 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について、御報告いたします。

今月の案件は、新規によるものが1件、更新によるものが2件であります。

最初に、新規の1番であります。まず、権利者の職業は農業で、年齢は69歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約1ヘクタールで、農業従事者数は権利者を含め3人です。現地の状況については、水田のため現在は水稻の刈入れが終わった状況でありまして、本件については、新規として6年間の利用権を新たに設定しようとするものであります。

次に、2番であります。権利者の職業は農業で、年齢は32歳です。また、営農状況については、耕作面積は約8.3ヘクタール、農業従事者数は権利者を含め6人でありまして、現地の状況については、ネギなどの作付けが行われております。

次に、3番であります。権利者は先ほどの2番と同じ方です。

現地の状況については、水田のため現在は水稻の刈入れが終わった状況です。

以上の2番と3番につきましては、今年で貸借期間が満了となるため、引き続き貸借を継続するため更新をしたいというものであります。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。

よろしくご審議をお願いします。

高市議長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方は挙手をお願いいたします。

(なしの声あり。)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

高市議長 次に、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の5ページでございます。

議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

平成22年1月25日提出 流山市農業委員長 高市 正義

今月の証明願は、2件でございます。この2件の証明願いは、同じ世帯の方から申請があったものでございますが、1番の畑、2筆の土地所有者名義は夫となっております。また、2番の畑、1筆の土地所有者名義につきましては妻の名義となっております。このため、買取り申出事由が生じた方は、同じ方でございますけれども、この申請書を提出をする場合には、土地の所有者が申請者とするとなっておりますので、同じ世帯の方ではございませんけれども、2件に分けて申請書が提出されたものでございます。

初めに1番でございますが、申請地につきましては、流山市東深井の畑、2筆で986㎡でございます。買取り申出事由の生じた方は、申請者の妻でございます。買取り申出事由が生じた日につきましては、平成21年12月25日でございます。議案案内図は、5ページでございます。

次に、2番でございますが、申請地は、流山市東深井の畑、1筆で6.19㎡でございます。買取り申出事由の生じた方は、申請者本人でございます。買取り申出事由が生じた日につきましては、平成21年12月25日でございます。議案案内図は、5ページでございます。

以上でございます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。

根本副委員長。

根本副委員長 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、御報告いたします。

本案につきましては、現地調査と申請者からのヒアリングを行っております。

まず、現地の状況ですが、現在は冬の時期のため作付けは行っておらず耕起が行われている状況でしたが、夏場は枝豆の作付けを行っているとのことであり、次に申請理由ですが、1番と2番の申請者は夫婦でありまして、今まではこの二人で農業を行っていたものであります。今回、買取申出事由の生じた方につきましては奥さんでありまして、年齢が84歳と高齢となり、健康状態についても貧血や腎機能障害、高血圧症などの病気もあり、農作業を行うことができなくなったもので、一昨年と昨年には入院をしたこともあったとのことでありました。また、このことについては医師からの「農作業を行うことは困難である」旨の診断書も付けられております。このことから、今までのように耕作を続けていくことが困難になっているため、耕作面積を縮小したいというものであります。今後、生産緑地の解除後は、約2反ほどの畑が残りますが、これについては、耕作を継続していきたいとのことでありました。

次に、今回、証明をするための基準となる奥さんの農業従事日数につきましては、主たる農業従事者の7割以上、これは御主人の年間農業従事日数の7割以上が必要であるということになりますが、奥さんの従事日数は320日でしたので、基準は満たしております。

最後に、今後の土地利用計画についてお聞きしたところ、集合住宅を建築したいとのことでありまして、生活費として農業収入の補填にということのようでありました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

高市議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は挙手をお願いいたします

3番委員（坂巻委員） 私達の範疇ではないんですが、委員長報告の中で集合住宅にしたいということがありました。そうすると、本屋さんの方から入るには段差がありますよね。その辺の判断は宅地課の方の判断ですから、こちらの問題ではありませんが。

吉田次長補佐 出入口は本屋さんの方からではなくて、南側からの出入りとなります。

3番委員（坂巻委員） はい、わかりました。

高市議長 ほかにございますか。

(なしの声あり。)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

高市議長 次に、議案第4号「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の送付について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の6ページでございます。

議案第4号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の送付について

農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定により、流山市選挙管理委員会へ次のとおり送付する。

平成22年1月25日報告 流山市農業委員長 高市 正義

送付する人数につきましては、内訳がございしますが、男が908名、女が972名、計1,880名でございます。昨年と比較いたしまして48名の減となっております。

次のページに各農家組合ごとの内訳を記載してございますので御参照いただきたいと存じます。

以上でございます。

高市議長 本案については、農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定により、1月31日までに意見を附して選挙管理委員会に送付しなければならないとされているところでございますが、これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方いらっしゃいますか。

13番委員(石井委員) 平均年齢は何歳ぐらいですか。

吉田次長補佐 平均年齢まではだしておりません。申し訳ございません。

13番委員(石井委員) 普通の農家では65歳ぐらいだと思いますが。

池田局長 今までの統計を分析しますとおそらく67歳ぐらいになるのではないかと思います。

11番委員(戸部委員) 今年減った主な理由はなんでしょうか。

吉田次長補佐 減の理由でございますが、いちばん多かったものが死亡され

た方が44名いらっしゃいました。その他といたしましては転出等がございますけれども、いちばん多かったのが死亡ということでございます。

11番委員（戸部委員） わかりました。

高市議長 ほかにございますか。

（なしの声あり。）

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

高市議長 次に、報告第1号「農地違反転用対策委員会の報告について」報告を求めます。

藤井委員長。

藤井委員長 報告第1号「農地違反転用対策委員会の報告について」御報告いたします。

農地違反転用対策委員会会議を本日午後1時から303会議室において開催いたしました。

本日の議題は、「農地違反転用対策委員会委員長の選出について」であります。これは、当委員会の委員長を務めていただいていた伊藤實委員長が昨年5月25日に農業委員の職を辞任されたことに伴い、委員長が不在となっていましたことから新たに委員長の選出を行いました。

選出にあたりましては、流山市農業委員会農地違反転用対策委員会規約第5条第2項の規程により互選によって行いました。その互選の結果、委員長には、わたくし藤井とすることで全会一致をもって決定いたしました。

また、これに伴いまして、副委員長には、今までわたくしが務めさせていただいておりましたので、新たな副委員長の選出も行ないました。

この結果、新たな副委員長には、全会一致をもって、水野委員が選出されました。

以上で「農地違反転用対策委員会の報告について」を終わらせていただきます。今後とも皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

（なしの声あり。）

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第2号「専決処理の報告について」報告を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 それでは議案書の9ページでございます。

報告第2号 専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規定第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成22年1月25日報告 流山市農業委員長 高市 正義

最初に、1番、農地法第4条第1項第5号の規定による届出でございます。

これは先月の12月分でございます、全部で8件の届出がございました。

転用目的別では住宅用地が6件、宅地拡張が1件、駐車場が1件でございます。以上、8件、8筆、4,339㎡、内訳は田、2筆、1,414㎡、畑、6筆、2,925㎡でございます。

次に議案書の11ページでございます。2番、農地法第5条第1項第3号の規定による届出でございますが、これも12月分でございます、全部で18件の届出がございました。移転の原因別では、売買が16件、贈与が1件、使用貸借権が1件でございます。転用目的別では、住宅用地が16件、駐車場が1件、資材置場が1件でございます。以上、18件、49筆、11,212.54㎡、内訳は田が5筆361㎡、畑が44筆10,851.54㎡でございます。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり。)

高市議長 特にないようですので、以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成22年第1回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後3時41分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成22年1月25日

議 長 流山市農業委員会 会長 高市 正義

流山市農業委員 水代 啓司

流山市農業委員 渋谷 辰夫